

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第155号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年4月16日（水） 11時05分ごろ
発生場所	島根県出雲市日御碕西南西方沖 出雲日御碕灯台から真方位246°3,700m付近 （概位 北緯35°25.2′ 東経132°35.5′）
事故等調査の経過	平成26年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 妙光丸、4.63トン SN3-12347（漁船登録番号）、個人所有 第272-23127号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第二トモ島丸、5トン未満 272-15100島根、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船首部に破口及び亀裂等
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、日御碕西南西方沖で立て縄釣り漁の操業中、潮上りのため、約5ノットの対地速力で手動操舵により西南西進した。 船長Aは、右舷方の多くの漁船及びプレジャーボートを見ながら、西南西進を続けていたところ、船首方約8mにB船を認め、機関を中立運転とし、続いて後進にかけたが、平成26年4月16日11時05分ごろ、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、日御碕西南西方沖で機関を停止して漂泊し、船首を北西方に向けて釣りを始めた。 船長Bは、船体中央部のいけすの蓋の上に左舷方を向いて腰を掛け、同乗者が左舷船尾部で左舷方を向いて座り、それぞれ釣りを続けていたところ、機関音を聞いて右舷方約50mにB船に向けて接近するA船を認め、大声で叫んだが、B船とA船とが衝突した。 A船及びB船は、自力で航行して出雲市大社漁港へ入港し、船長Aが海上保安庁に通報した。

	船長Bは前胸部打撲を負った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
その他の事項	本事故発生場所付近には、約70隻の漁船及びプレジャーボートが漂泊と潮上りを繰り返しながら、はまち釣りを行っていた。 船長Bは、漂泊中のB船を接近する他船が避けてくれると思っていた。 船長A、船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、日御碕西南西方沖を西南西進中、船長Aが、右舷方の船舶に注意を向け、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、船首方約8mにB船を初めて認め、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、日御碕西南西方沖で釣りをを行いながら漂泊中、船長Bが、漂泊中のB船を接近する他船が避けてくれるものと思い、漂泊を続けていたことから、右舷方約50mにB船に向けて接近するA船を初めて認め、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、日御碕西南西方沖において、A船が西南西進中、B船が釣りをを行いながら漂泊中、船長Aが、右舷方の船舶に注意を向け、前方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、漂泊中のB船を接近する他船が避けてくれるものと思い、漂泊を続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。